

○静岡県森の力再生基金条例

平成18年3月24日

条例第19号

静岡県森の力再生基金条例をここに公布する。

静岡県森の力再生基金条例

(設置)

第1条 静岡県もりづくり県民税条例(平成17年静岡県条例第88号)第4条の規定に基づき、荒廃した森林の再生に係る施策に要する経費に充てるため、静岡県森の力再生基金(以下「基金」という。)を設置する。

(使途)

第2条 前条に規定する経費は、荒廃した人工林又は里山の森林であって、森林の権利者(権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。)による整備が困難なものについて、その有する公益的機能を持続的に発揮させるため、緊急に行う必要がある事業として知事が定めるものに要する経費とする。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、静岡県もりづくり県民税条例第4条に規定するところにより算定して得た額として予算の定めるところによる。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、静岡県一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に規定するもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。